

## 第 156 南極特別保護地区管理計画

ルイス湾、エレバス山、ロス島

はじめに

ロス島北側のルイス湾上方、エレバス山の下方斜面に位置する本地区は、勧告 XI-3(1981)において墓地とされた。これは 1979 年 11 月 28 日に DC-10 航空機がここに墜落し、さまざまな国籍の乗客 257 人が命を落としたというニュージーランドの届けによるものである。ニュージーランドとアメリカ合衆国の南極探検隊の決然とした勇敢な行動にも関わらず、何人かの遺体は回収できなかった。ニュージーランドの政府と国民は、その深い追悼の意を表し、事故現場が平和のうちに残されるよう墓地を宣言した。この地は墓地であるためその価値は永続的なものとする。

本地区は措置 2(1997)により特別保護地区 No.26 に指定され、元々は追悼の意味で神聖な区域とし、情緒的な意味で確保されて来た。2002 年の決定 1 により、南極特別保護地区 No.156 として再指定され、措置 2(2003)により改訂版管理計画が採択された。CEP XI (2008)のレビューによる管理計画の変更はない。

### 1. 保護を必要とする価値の記述

指定区域はエア・ニュージーランド TE-901 便の墜落地点で、ロス島エレバス山の北部斜面にある。区域は墜落地点と周辺の氷河氷を囲み、区域の両側は海側に向かって 2km に広がり、海岸に沿って引かれた 200m の航空アクセス経路を除いた、標高 1000m (3280ft)の空域を含む。この地区に残る航空機の残骸と未収容の遺体を含め、墓地として指定されている。

1979 年後半、6ft のオレゴン材の十字架が、現場近くに犠牲者への追悼の記念として立てられた。風害にあった後、1987 年 1 月 30 日にステンレス製のものと取り替えられ、現場から 3km ほどの岩場の岬に移された (図 1)。これは保護地区の範囲には入らないが、十字架の記念的、象徴的価値を認めて南極史跡記念物 No.73 として指定されている。2009 年 11 月、犠牲者の家族のメッセージを含むステンレス製のコル・タイムカプセルが十字架の横に設置された。南極環境領域分析 (決議 3 (2008)) によると、ルイス湾は環境 O「西南極大陸氷河」に位置する (ロス島氷床、テイラー・ドームのコーツランド内陸部も含む)。

## 2. 目的

ルイス湾における管理の目的は以下の通りである。

- ・人間の不必要な干渉を防ぎ、本地区の価値の悪化、又は価値への相当なリスクを与えることを避けること。
- ・墜落現場が乱されないことを保証し、本地区への不必要な人間の攪乱を防止すること。
- ・敬意を表する、または追憶の意を表すための十字架記念碑への訪問を許可すること。
- ・本管理計画の目的に指示した管理目的による訪問を許可すること。

## 3. 管理活動

本地区の価値を保護するために行われる管理活動は以下の通りである。

- ・本地域で操縦する全てのパイロットに対し、本地区の位置、境界線、立入り制限、飛行制限に冠する情報を提供する。
- ・本地区が指定された目的に沿った保存がされているかどうかの評価と、管理が適切に行われているかの評価のため、必要に応じ訪問が行われる。
- ・この地域で稼動している国立南極プログラムは上記の管理活動が実施されているかどうか互いに連絡しあう。

## 4. 指定の期間

本地区の指定の期間は無期限である。

## 5. 地図

地図 A : 第 155 ルイス湾保護地区の地形図。注記 : 地図 A は、1993 年の SCAR の後援による南極デジタル・データベース(ADD)Ver.1.0、1 : 250,000 スケールに基づく。1993 年及び 1995 年の GPS データと 1993 年空中写真を用いた ADD データには、座標修正がなされた。地図の正確さは、新しい正確なロス島の 1 : 50,000 スケール図が発給されるまでおおよそのものとなっている。墜落現場及び他の物件の地理座標は、水平方向に約 100 - 200m 内の正確さと考えられる。標高データは垂直方向に約 100m の正確さとされる。

地図の仕様 : 投影法 : ランベルト等角円錐図法 ; 標準緯線 : 第 1 南緯 79 度 18 分 00 秒 ; 第 2 南緯 76 度 42 分 00 秒 ; 中央経線 : 東経 167 度 30 分 00

秒；緯度原点：南緯 78 度 01 分 16.211 秒；測地基準系：GRS80.

## 6. 本地区の記述

### 6(i)地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

エレバス山斜面の指定区域(地図 A)は墜落地点(東経 167 度 28 分 30 秒、南緯 77 度 25 分 29 秒、標高 520m、1720ft を中心とする)と中心地点から 2km の周囲の氷河を囲み、さらに幅 4km の「長方形」状に広がって海に至る。また海岸線に沿った 200m 幅の航空アクセス経路を除いた標高 1,000m(3280ft)までの領空を含む。

西の境界線は東経 167 度 23 分 33 度線、東の境界線は 167 度 33 分 27 秒線である。南の境界線は南緯 77 度 26 分 33 秒線、北の境界線は海岸線となっている (地図 A)。

事故機の衝突は標高 446.7m 地点で起きた。残骸破片は衝突地点から斜面上方へ 570m へ飛散し、幅 120m の区域、標高 580m(1900ft)まで広がった。今は航空機の残骸のほとんどは雪に埋もれ、氷河とともにゆっくりと斜面を下降している。何人かの遺体は回収できず、本地区内に残っている。

境界線標示は 2 つの理由で設置されていない。それは地区の厳粛な価値を損なうということ、そして動いている氷河上では標識の維持管理は現実的でないということからである。

### 6(ii)本地区内の制限区域

区域内での車両利用は禁止されており、徒歩またはヘリコプターでのアクセスが可能である。標高 1,000m (3,280ft)以下の上空は飛行禁止であるが、海岸沿いの 200m の航空アクセス経路のみ、視界などの状況次第でこの地区を回避することが難しい場合、航空機通過が認められる。アクセスが認められている場合には、ヘリコプターによる地区の出入りに関して飛行ルートや着陸地点などの特別な制限はない。

### 6(iii)本地区内の建造物の位置

ステンレス製の十字架記念碑(南極史跡記念物 No.73)が衝突現場の約 3km 南東の岩露出部(東経 167 度 33 分 43 秒、南緯 77 度 26 分 38 秒、標高 810m、2,660ft)に立てられており、本地区の持つ特別な重要性の象徴となっている。

2009年11月に設置された犠牲者の家族のメッセージを含むステンレス製のコル・タイムカプセルが十字架の横にある。本地区内および周辺には他の建造物は存在しない。航空機の残骸破片はそのままとなっている。

#### 6(iv)付近にあるその他の特別地区の位置

レイス湾にもっとも近い保護地区は、

- ・ ASPA No.130 エレバス山の山頂から 15km 南のトラムウェイ尾根
- ・ ASPA No.116 バード岬ニュー・カレッジ谷カーフライ浜、ロス島より北西およそ 35km
- ・ ASPA No.121 ロイズ岬と ASPA No.157 バックドア一湾、ロス島より西およそ 35km
- ・ ASPA No.124 クロージア岬、ロス島より東に 40km

#### 6(v)地区内の特別地区

本地区内には特別区域は指定されていない。

### 7. 立ち入り許可証の条件

#### 7(i)一般許可条件

本地区への立入りは、適当な国内当局に発給された許可証に沿う場合を除き禁止されている。本地区における許可証発給の条件は次の通りである。

- ・ 本管理計画の目的を補完するための管理活動とすること。
- ・ 許可された活動は、本管理計画を遵守すること。
- ・ 許可された活動が本地区の価値を危うくしないものであること。
- ・ 許可証は一定期間を対象に発給されること。
- ・ 本地区内では許可証またはそのコピーを携帯すること。
- ・ 許可証を発給した機関に報告を提出すること。

#### 7(ii)本地区への出入りの経路及び地区内での移動

本地区内においては、陸上車両の使用は禁止されており、立ち入りは徒歩あるいはヘリコプターとするべきである。本地区の標高 1,000m(3280ft)以下を飛行することは、保護されている価値に関する必要不可欠な立ち入りあるいは査察及びモニタリングのためである場合を除き禁止されている。立ち入りが許可

された場合のヘリコプターにより、本地区へ向かうあるいは去る際の航空路は特に指定されていない。飛行制限の例外は、海岸線に隣接する幅 200m のアクセス道であり、視界あるいは状況によって本地区を回避することが現実的でない場合に本地区を通過できるようにするものである（地図 A）。本地区内におけるヘリコプター着陸用発煙手榴弾の使用は、安全のためにやむを得ず、使用後手榴弾が回収されないかぎり禁止する。

#### 7(iii) 地区内実施することのできる活動

本地区への全ての訪問は、どのような目的であっても、本地区の保護すべき価値を認め、できる限りそのままに残すべきである。本地区の価値が維持管理されていることを確認し、地区内に存在する物品が氷から表出し、それによって風に飛散される問題がないか、安定させたり撤去したりする必要があるかどうか決定するために必要な査察を行うため訪問することができる。また適切であるならば、指定後に本地区に持ち込まれた物質を撤去するために訪問することができる。

#### 7(iv) 建造物の設置、改築または除去

許可証に記載されていない限り、本地区において新しい建造物を設置してはならない。特別保護の指定が行われた時点で本地区内に存在した建造物を改築あるいは除去することはできない。

#### 7(v) 野営地の位置

管理のための例外的な状況を除き、本地区内での野営は禁じられている。野営が必須である場合、訪問時の残骸破片の位置（東経 167 度 28 分 30 秒、南緯 77 度 25 分 29 秒）から 200m 以上離れた場所を選ばなければならない。

#### 7(vi) 本地区内に持ち込むことのできる物質及び生物に関する規制

本地区にはいかなる物資も持ち込むことはできない。飛行操縦の安全のためにやむを得ずヘリコプター着陸用発煙手榴弾を使用した場合には、全て回収しなければならない。

#### 7(vii)在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉

環境保護に関する南極条約議定書付属書Ⅱに従って発行された許可証を保持する場合を除き、在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉は禁止されている。動物の捕獲あるいは危害を加える行為を伴う場合は、最低基準として SCAR の「南極における科学目的のための動物の利用に関する行動規範」に従う必要がある。

#### 7(viii)許可証の所持者によって持ち込まれた物以外の物の収集又は除去

許可証によって特別に許可された場合を除き、許可証保持者によって持ち込まれたもの以外への干渉、取り扱い、持ち去り、損傷は禁止されている。本地区内の物品が氷から表出し、風による飛散が管理上問題となると決定された場合には、犠牲者の家族に敬意を持ち、国の定めた手順に沿って適切に処理しなければならない。指定後に持ち込まれた物に関しては、それを撤去することがそのままに留めるより影響が大きい場合を除き、除去することができる。そのような場合には、適当な当局に届け出るべきである。

#### 7(ix)廃棄物の処理

汚物を含む全ての廃棄物は地区外へ持ち出すこと。

#### 7(x)管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

許可証は、地区への立ち入りが管理計画の目的に沿っている場合に発行される。本地区の情緒的価値を維持するため地区への立ち入りは可能な限り最小限にすること。

#### 7(xi)報告に必要な事項

各訪問に際し、許可証の代表者が活動内容を記載した報告書を可能な限り早く、遅くとも訪問後6ヶ月以内に適当な当局に提出すること。この報告には、訪問報告書フォーム（決議2(1998)添付、南極特別保護地区管理計画準備ガイド付属書4）に推奨されている内容を含むこととする。国家当局は、管理計画に従って、訪問報告書コピーを締約国に提出し、管理計画のレビュー及び本地区の管理に役立てる。締約国は可能な限り、訪問報告書原本あるいはコピーを公的に利用可能な公文書保管所に保管し、管理計画のレビュー及び本地区の利用

計画に役立つこと。



図1：1979年エレバス山墜落被害者のための記念十字架（南極史跡記念物 No.73）とクル・タイムカプセル（2009年11月設置）。墜落現場を見渡す位置より撮影(© Antarctica New Zealand Pictorial Collection: K322 09/10)。



Map A- 地図 A:ルイス湾第156南極特別保護地区

